

(2) 出願手続 前号の応募資格に該当し、受給を希望する者は高等学校長、高等専門学校長、大学学(部)長または語学学校等校長の認証を受けた次の書類を提出して下さい。

- (イ) 願書(推薦書・学業成績証明書・健康診断書・住民票)
- (ロ) 奨学金を申請する理由書
- (ハ) 自筆の履歴書
- (ニ) 課税証明(家計収入 全員分)
- (ホ) 誓約書
- (ヘ) 作文【留学へ対しての思い、実現したいこと】

(3) 選考、採否決定

本会選考委員会は採用願書の提出された書類により書類審査を各方面から総合的に検討審査し、その結果にもとづいて理事長が採否を決定します。

9. 奨学生の義務

奨学金は一切返済を要しません。また留学後の就職その他についての何ら制限拘束は受けません。但し、在学中は下記の事項を守らねばなりません。

- (イ) 本会の奨学の趣旨にそい、奨学給与規定を厳守し奨学生としての品位を保つように努めること。
- (ロ) 奨学金を目的以外に使用しないこと。
- (ハ) 留学終了後等に学業成績表及び生活状況報告書を本会に提出すること。
- (ニ) 6ヶ月毎(6月25日、12月25日)奨学金の交付を受けた奨学生は当月末までに奨学金受領連絡を必ず行なうこと。
- (ホ) 退学、休学、停学、転学等の場合、または保証人の変更、住所の移動その他重要事項が生じたときは、連帯保証人と連記の上、速やかに本会に届でること。

一般財団法人

寺浦さよ子記念奨学会

概要

一般財団法人 寺浦さよ子記念奨学会

兵庫県宝塚市栄町1丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション 内
〒665-0845 TEL 0797(85)2500

《平成29年度》

一般財団法人 寺浦さよ子記念奨学会は、寺浦さよ子氏の寄付財産を基金として平成28年6月1日に設立された育英機関であります。

平成29年8月1日公益法人認定に向けて活動しております。

本会の概要及び奨学制度の概要は下記の通りであります。

記

1. 名称 一般財団法人 寺浦さよ子記念奨学会
2. 事務所 兵庫県宝塚市栄町1丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション 内
3. 設立 平成 28年 6月 1日
4. 目的 日本から海外の高等学校、高等専門学校、大学、大学院又はその他それらの学校の入学を前提として通う現地語学学校（以下「大学等」という。）へ留学する学生及び生徒並びに諸外国から日本の大学等へ留学する学生及び生徒で、経済的に学資の支弁が困難と認められる優秀な者を対象とし奨学金を給与する。
5. 役員
 - 評議員 7名（任期4年）
 - 佐伯 重夫 （株）ハイレックスコーポレーション常務執行役員
 - 平野 恵稔 （弁護士）
 - 波田 重熙 （元神戸女子大学・短期大学学長 神戸大学名誉教授）
 - 池田 幸穂 （株）タッチポイントコンサルティング 代表取締役社長
 - 木村 亮 （医師）
 - 松原 丈夫 （三田運送（株）取締役会長）
 - 能城 久子 （宝塚ベトナム友好協会理事）
 - 理事長 6名（任期2年）
 - 寺浦 實 （株）ハイレックスコーポレーション 代表取締役社長
 - 藤尾 文男 （元株）ハイレックスコーポレーション 常務取締役
 - 高木 毅 （三沢興産（株）代表取締役会長）
 - 木本 孝美 （関西国際大学職員）
 - 新谷 俊・ （宝塚商工会議所専務理事）
 - 山崎 桂 （神戸大学生生活協同組合職員）
 - 監事 2名（任期4年）
 - 小林 佐敏 （税理士）
 - 掛川 雅仁 （税理士）
 - 選考委員 6名（任期2年）
 - 内田 正博 （武庫川女子大学教授 神戸大学名誉教授）
 - 宇津木 成介 （奈良学園大学教授 神戸大学名誉教授）
 - 新澤 秀則 （兵庫県立大学教授）
 - 中西 康裕 （関西学院大学教授）
 - 木本 孝美 （関西国際大学職員 当会理事）
 - 山崎 桂 （神戸大学生生活協同組合職員 当会理事）

② 規定類—寺浦さよ子記念奨学会概要

6. 主な資産

基本財産 寄付金 60,000,000円

〔基本財産 株式（寺浦興産株式会社） 4,350株
平成28年1月受入予定 約62億円【予算書より】〕

7. 奨学金

(1) 給与額

高等学校生	月額	80,000円
高専生、短大生	月額	90,000円
大学・大学院生	月額	100,000円
語学学校学生等	月額	100,000円

尚、日本から海外へ留学する学生には、600,000円を限度とし、月額給与額、期間に応じた支度一時金を支給する。

高等学校生	480,000円
高専生、短大生	540,000円

8月25日支給

(2) 給与人員

毎年高等学校生、高等専門学校生・短大生、大学生、大学院生及び現地語学学校学生等を募集します。

年間60,000,000円 相当人数
〔日本への留学生 20人程度
日本からの留学生20人程度 【1年間の留学想定】〕

(3) 給与期間

原則 1年間
(留学を複数年続けて行なう場合 支度金の支給は1回限り)

(4) 給与停止

- (イ) 奨学生が退学、停学または休学その他の事由の場合
- (ロ) 学業の成績または、その素行が不良と認めた場合

8. 出願、選考及び採用

(1) 応募資格

- (イ) 心身健全、成績優秀であって経済的に学資の援助を必要とするもので、高等学校にあつては原則として進学を希望し、高等学校長、高等専門学校長 大学学(部)長または語学学校等校長の推薦する者。
- (ロ) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院または 現地語学学校等に在学する日本からの学生 または日本に所在する 学校に在学している学生。